

令和 3 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 63 号議案～第 82 号議案

令和 3 年 9 月 2 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 63 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 6 号)	別 冊
第 64 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 65 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 66 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市一般会計の決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 67 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 68 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 69 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定並びに資本剰余金の処分及び資本金の額の減少について	7 決算書 等別冊
第 70 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 71 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 72 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 73 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 74 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 75 号 議案	舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について	13
第 76 号 議案	舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	20

第 77 号 議 案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	21
第 78 号 議 案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	22
第 79 号 議 案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	23
第 80 号 議 案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	25
第 81 号 議 案	和解について(市有自動車の交通事故)	29
第 82 号 議 案	市道路線の認定及び廃止について	31

第 66 号議案

令和 2 年度舞鶴市一般会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市一般会計の決算の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 67 号議案

令和 2 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会(同条第 6 項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共

団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。
(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第 68 号議案

令和 2 年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 69 号議案

令和 2 年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定並びに資本剰余金の処分及び資本金の額の減少について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 3 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年度同事業会計の資本剰余金の処分及び資本金の額の減少について、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けるとともに、資本剰余金の処分及び資本金の額の減少を行いたいので提案する。

第 70 号議案

令和 2 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 71 号議案

令和 2 年度舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 72 号議案

令和 2 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 73 号議案

令和 2 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 74 号議案

令和 2 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 75 号議案

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術(デジタル社会形成基本法(令和 3 年法律第 35 号)第 2 条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。)を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第 252 条の 17 の 2 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 55 条の規定により京都府の条例の定めるところにより、舞鶴市(以下「市」という。)が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(情報システム整備計画)

第3条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム(以下単に「情報システム」という。)の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画(以下「情報システム整備計画」という。)を作成するものとする。

2 市は、情報システム整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するもの

とする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。

(情報システムの整備)

第4条 市の機関は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。

2 市の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方

法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等することが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。(電磁的記録による縦覧等)

第7条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。(電磁的記録による作成等)

第8条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第9条 次に掲げる手続等については、第5条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第11条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第12条 市は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により

随時公表するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項等を定めたいので提案する。

第 76 号議案

舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 9 項」に改める。

第 4 条及び第 12 条中「講じる」を「講ずる」に改める。

第 35 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第 43 条、第 45 条及び第 52 条中「講じる」を「講ずる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6項の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第4号に掲げる規定(同法第50条の規定に限る。)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

デジタル庁の設置による国の所掌事務の変更に伴い、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 77 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 78 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 大人の項中「200 円」を「300 円」に改め、同表小人の項中「100 円」を「150 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

受益者負担の適正化に係る取組に伴い、五老ヶ岳公園展望タワーの利用料金を改めたいので提案する。

第79号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月2日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条
例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の右に「・第51条」を加える。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の
右に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行
う施設」に改める。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するも
ののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記
載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定
されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁
的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな
い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
をいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、家庭的保育事業者等が行う記録等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 80 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の右に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の右に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の右に「(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記

録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするとき

は、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「再び前項」とあるのは「再び同項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、特定教育・保育施設等が行う記録等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとする等所要の改正を行いたいの
で提案する。

第 81 号議案

和解について

市有自動車の交通事故に関し、次のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方自動二輪車の損害額及び相手方所有の楽器の修理に要する費用等のうち 90 パーセント相当額(1,785,697 円)は舞鶴市が負担し、市所有自動車の修理に要する費用のうち 10 パーセント相当額(34,650 円)は相手方が負担する。

2 事件の概要

市所有自動車が道路を走行中、赤信号を見落とし交差点に進入し、交差点内で停止したが、左方から直進してきた相手方自動二輪車と衝突し、双方の車両及び相手方が所持していた楽器等が損傷した。

3 発生年月日

令和 2 年 1 月 6 日

4 発生場所

京都市下京区柿本町
国道 9 号

提案理由

市有自動車の交通事故に関し、和解をしたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
い。

(第 1 号から第 11 号まで 略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。)に係る同法第 11 条第 1 項(同法第 38 条第 1 項(同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。))又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(第 13 号以下 略)

(第 2 項 略)

第 82 号議案

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 認定する路線

路線名	起点及び終点	重要な経過地
三の丸東通 6 号線	舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 77 番 6 から	
	舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 77 番 23 まで	

2 廃止する路線

路線名	起点及び終点	重要な経過地
けし谷団地第 2 号通線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1596 番 から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1634 番 まで	
けし谷団地第 8 号通線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1607 番 から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1611 番 まで	
けし谷団地第 9 号通線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1607 番 から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 208 番 1 まで	
けし谷団地第 10 号通線	舞鶴市字行永小字芥子谷 240 番 から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1630 番 まで	

芥子谷団地 11 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 12 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 13 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 14 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 15 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 16 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 17 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 18 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 19 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 20 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 5	まで	
芥子谷団地 23 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 6	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 6	まで	
芥子谷団地 24 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 6	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 7	まで	
芥子谷団地 25 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 6	から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 7	まで	

提案理由

円満寺地区の路線の市道認定及び行永地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。